

## 鳥取大学情報公開に関する開示及び不開示の審査基準

平成16年4月30日  
学長裁定

本学に法人文書の開示請求があったときは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号）（以下、「法」という。）により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報（不開示情報）を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

### 1. 個人情報（法第5条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定個人を識別する事が可能な情報、又は特定個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益（名誉、感情などを含む。）を害するおそれがある情報。例えば1) 職員・学生の自宅住所・電話番号等、2) 人事選考関係資料（氏名、履歴等）、3) 健康診断・カウンセリングの記録、4) 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）、5) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等）、6) 推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料、7) 学生指導関係文書、8) 反省文、9) 進路指導関係文書（本人アンケート、面接メモ）、10) 卒業論文、修士論文、博士論文など。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。例えば1) 研究者総覧、2) 叙勲・褒章受章者名簿など。

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。例えば医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で公にすることが必要と認められるものなど。

ハ 当該個人が公務員等であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。例えば文書に付された人事課長、庶務係長等の職名など。

### 2. 法人等情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、次に掲げるもの。

イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの。例えば1)「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ、2) 工事請負者施工成績一覧など。

ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたもので、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、また、公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況に照らして合理的であると認められるもの。例えば企画立案の資料、アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたものなど。

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

### 3. 審議検討等情報（法第5条第3号）

国 の 機 関, 独 立 行 政 法 人 等 及 び 地 方 公 共 団 体 の 内 部 又 は 相 互 間 に お け る 審 議, 檢 討 又 は 協 議 に 関 す る 情 報 で あ つて, 次 に 揭 げ る も の。

イ 公 に す こ と に よ り, 素 直 な 意 見 の 交 換 や 意 思 決 定 の 中 立 性 が 不 当 に 損 な わ れ る お そ れ が あ る も の。例 え ば 1) 報 告, 答 申 等 で 現 在 檢 討・ 審 議 中 の も の の 記 录, 2) 学 部, 学 科 等 改 組 で 現 在 檢 討 中 の も の の 記 录, 3) 人 事 選 考 (採 用, 昇 任 等) の 記 录 な ど。

ロ 不 当 に 国 民 の 間 に 混 亂 を 生 じ さ せ る お そ れ が あ る も の。例 え ば 入 試 制 度 改 革 素 案 (出 題 科 目 変 更 案 等) な ど。

ハ 特 定 の 者 に 不 当 に 利 益 を 与 え, 又 は 不 利 益 を 及 ぼ す お そ れ が あ る も の。例 え ば 1) キ ャ ン パス 移 転 候 补 地 リ ス ト (地 方 公 共 団 体 と の 交 換 文 書 な ど), 2) 機 種 選 定 や 仕 様 策 定 に 係 る 檢 討 記 录 な ど。

### 4. 国 の 安 全 等 情 報 (法 第 5 条 第 4 号 イ)

国 の 機 関, 独 立 行 政 法 人 等 又 は 地 方 公 共 団 体 が 行 う 事 務 又 は 事 業 に 關 す る 情 報 で あ つて, 公 に す こ と に よ り, 国 の 安 全 が 壞 さ れ る お そ れ, 他 国 や 国 際 機 関 と の 信 賴 関 係 が 損 な わ れ る お そ れ, 他 国 や 国 際 機 関 と の 交 渉 上 不 利 益 を 被 る お そ れ が あ る と, 学 長 が 認 め る こ と に つ き 相 当 の 理 由 が あ る 情 報。

### 5. 公 共 の 安 全 等 情 報 (法 第 5 条 第 4 号 ロ)

公 に す こ と に よ り, 犯 罪 の 予 防, 鎮 庄, 捜 查, 公 訴 の 維 持, 刑 の 執 行, そ の 他 の 公 共 の 安 全 と 秩 序 の 維 持 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る と, 学 長 が 認 め る こ と に つ き 相 当 の 理 由 が あ る 情 報。例 え ば 1) 麻 薬, 毒 物, 劇 物 等 の 毒 性, 危 険 性, 病 原 性 等 の 強 い 物 質 の 受 払 い, 保 管 に 關 す る 情 報, 2) I D, パスワード 等 の ネ ッ ト ワ ー ク セ キ ュ リ テ ィ ー 関 係 情 報 な ど。

### 6. 事 務・事 業 支 障 情 報 (法 第 5 条 第 4 号 ハ, ニ, ホ, ヘ, ツ)

事 務・事 業 情 報 の う ち 次 に 揭 げ る お そ れ の あ る 情 報 及 び そ の 他 当 該 事 務 又 は 事 業 の 性 質 上, 当 該 事 務 又 は 事 業 の 適 正 な 遂 行 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ が あ る 情 報。

イ 監 査, 檢 査, 取 締 り, 試 験 に 係 る 事 務 に 關 し, 正 確 な 事 実 の 把 握 を 困 難 に し, 又 は 違 法・不 当 な 行 為 を 容 易 に し, 若 し く は そ の 発 見 を 困 難 に す る お そ れ。例 え ば 1) 学 部 入 試, 推 薦 入 試, 大 学 院 入 試 等 の 出 題 者 名 簿, 2) 入 試 制 度 改 革 関 係 資 料 な ど。

ロ 契 約, 交 渉, 争 訟 に 係 る 事 務 に 關 し, 国 又 は 地 方 公 共 団 体 の 財 産 上 の 利 益 又 は 当 事 者 と し て の 地 位 を 不 当 に 売 す お そ れ。例 え ば 1) 入 札 前 の 予 定 価 格, 積 算 内 訳 書, 2) 大 学 が 当 事 者 と な っ て いる 訴 訟 (国 家 賠 償 訴 訟, 医 療 過 誤 訴 訟 等) に 關 す る 資 料 な ど。

ハ 調 査 研 究 に 係 る 事 務 に 關 し, そ の 公 正 か つ 能 率 的 な 遂 行 を 不 当 に 阻 害 す る お そ れ。例 え ば 科 学 研 究 費 補 助 金 研 究 計 画 調 書 で 採 択 前 の も の, 又 は 不 採 択 の も の な ど。

ニ 人 事 管 理 に 係 る 事 務 に 關 し, 公 正 か つ 圓 滑 な 人 事 の 確 保 に 支 障 を 及 ぼ す お そ れ。例 え ば 1) 人 事 異 動 原 案, 2) 人 事 選 考 (採 用, 昇 任 等) 関 係 資 料, 3) 勤 務 評 定 関 係 記 录 な ど。

ホ 国 又 は 地 方 公 共 団 体 が 経 営 す る 企 業 に 係 る 事 業 に 關 し, そ の 企 業 経 営 上 の 正 当 な 利 益 を 売 す お そ れ。